

外国為替業務「LC付輸出手形買取」の 実務とシステム概要 ～銀行業務のIP蓄積活動の成果から～

経営統括本部 経営企画部
IP推進チーム 統括キュレーター

室 勝



1. はじめに

銀行の勘定系オンラインシステム(第一次オンライン)が誕生してから、50年以上が経過した。60年代の第一次オンライン、70年代の第二次オンライン、80年代の第三次オンライン(以下、三次オン)と10年程度のサイクルで全面刷新されてきたが、90年初のバブル崩壊とそれに起因する不良債権問題などにより、このサイクルは途絶えてしまい、以降は三次オンの保守改良により、その延命が行われているのが大宗である。

しかしながら、みずほ銀行が大手銀行初の勘定系システムの全面刷新と統合を進めていることに代表されるように、カットオーバーから30年前後経過し、老朽化した三次オンの全面刷新に挑むところも出てきている。しかし、30年前後のブランクは大きく、80年代とは技術的にも業務的にも大きく変容しているうえに、インターネットバンキング、コンビニATM、モバイルバンキングなど接続チャネルも多様化しているため、格段に開発の難易度が上がっており、この困難さの一因には、人材の問題*もあると思われる。

システムの刷新は数年で行うような性質のものではないが、30年もの間隔が空いてしまうと、銀行をはじめとして、経験者が現場からほとんどいなくなってしまう。システムの保守改良を行っているとはいえ、案件は特定の分野に偏ることも多く、技術の多様化、業務の高度化、さらにはコストの圧縮要請や開発期間の短縮化などによって、現場の余裕がなくなっていることもあり、要員のスキルの維持向上も容易ではない。

当社は銀行のシステム開発保守を得意分野の1つとしており、技術的なスキルは当然、業務的な知識についても、一定以上であると自負している。ただ、かつての大規模開発などを経験したことのない若手中堅社員のスキルアップには少な

らず懸念を持っているのが実情である。

一般に規模の大小を問わず、システム開発ではユーザー部門との協業がもっとも重要であるが、ユーザーはシステムの専門家ではないため、技術的な理解などを求めるのは酷であり、そうであれば、プロの技術者である我々が業務部分に踏み入るしかない。そのためには、我々が技術的なスキルを備えるのはもちろんのこと、業務内容を十二分に理解する必要がある。

筆者は2010年12月に『図解で学ぶSEのための銀行三大業務入門』(金融財政事情研究会)を、2014年5月に、その第二版(以下、前著)を執筆刊行*2し、社内研修などを通じて、若手中堅社員のスキル向上に多少なりとも寄与してきたつもりであるが、紙幅の関係でその内容の多くは初歩的なものに限られ、割愛した部分も少なくなかった。

このため、より深く広範囲に業務知識を解説した資料を個別に作成していたが、経営企画部のIP(Intellectual property)推進チームへ異動したこともあり、作成した各資料をまとめて、今春に後述の『SEのための金融実務キーワード事典』(金融財政事情研究会。以下、本事典)として刊行する運びである。本稿では、その成果の1例として、外国為替業務「LC付輸出手形買取」を次項で紹介する。

2. 外国為替業務「LC付輸出手形買取」

1. 業務面

(1) 概要

信用状発行銀行または通知銀行から通知された信用状(輸出信用状)に記載された信用状条件に一致する荷為替手形(為替手形に船積書類を添付したもの、輸出手形)を輸出者の取引銀行(買取銀行)が買い取ることで、輸出者に輸

*1) 伊勢神宮の式年遷宮は、20年に一度行われる。このサイクルは、社などの建造物を建てる宮大工の技術継承や次世代のプロジェクト管理能力の醸成に役立つとされるが、これは大規模プロジェクトにも通じるものがある(2011年7月4日、8日、2012年7月6日、ゴールドマン・サックス証券投資調査部主催の内外機関投資家向け「銀行システムについて」勉強会における筆者講義内容より抜粋)。

*2) 2016年10月現在、第一版、第二版を合わせた累計冊数は、10、200冊である。

出代金を支払います。荷為替手形を買い取った輸出者の取引銀行は、輸入地の信用状発行銀行経由で輸入者から支払を受けます。信用状に基づいて行われる荷為替手形の取引を信用状付取引(With L/C)、L/C付取引、L/Cベースの取引などといい、信用状に基づいて振り出された為替手形の買取をL/C付輸出手形買取、信用状付輸出手形買取などといいます。

輸出者の資金受領(輸出代金の回収)の観点で見ると、L/C付輸出手形には、以下のバリエーションがあります(図表1参照)。買戻請求権なしの期限付手形買取は、フォーフェイ

ティングを参照してください。

(2) 業務フロー

信用状条件を満たす荷為替手形が買取銀行により買い取られ、輸出代金が輸出者に支払われます。その後、荷為替手形は輸入地に送られ、買取銀行は輸入者の輸入代金を信用状発行銀行経由で受領します(図表2参照)。

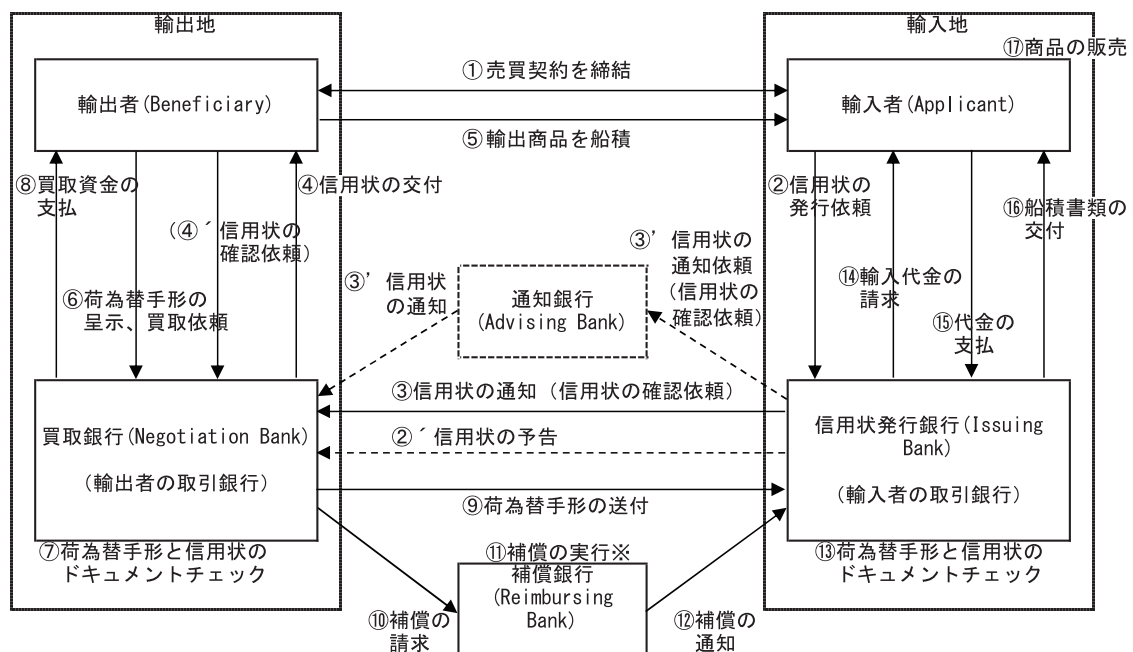
以下は、輸出信用状の業務フローと同一の内容を繰り返し記述しています。

① 輸出者と輸入者の間で商品などに関する売買契約が締

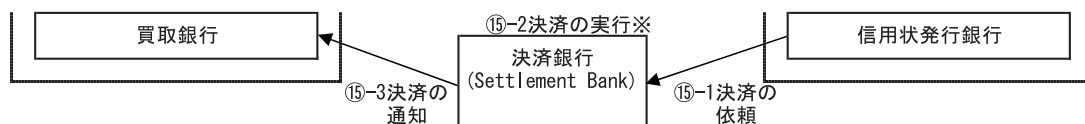
図表1 L/C付輸出手形のバリエーション

取引	為替手形の種類	輸出者の資金受領	説明箇所
買取(再割)	一覧払手形	手形買取により資金を受領します。	本項目で説明します。
	期限付手形		
取立	一覧払手形	一覧後に輸入者が支払った資金を受領します。	L/C付輸出手形取立で説明します。
	期限付手形	手形期日に輸入者が支払った資金を受領します。	

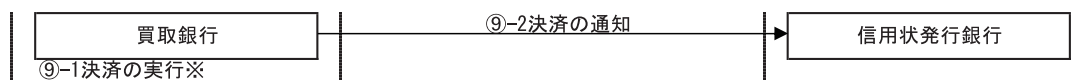
図表2 L/C付輸出手形買取の業務フロー



※ここでは、補償銀行に買取銀行と信用状発行銀行の双方の決済口座があり、信用状発行銀行の決済口座から出金し、買取銀行の決済口座に入金することで、銀行間の決済を行います(リンバース方式)。



※ここでは、決済銀行に買取銀行と信用状発行銀行の双方の決済口座があり、信用状発行銀行の決済口座から出金し、買取銀行の決済口座に入金することで、銀行間の決済を行います(送金方式)。



※ここでは、買取銀行に信用状発行銀行の決済口座があり、信用状発行銀行の決済口座から出金することで、銀行間の決済を行います(即時Debit方式)。

結されます。この契約では取引の条件・内容が定められており、信用状による取引を行うこと、および信用状の条件(商品名、数量、金額、納期、支払期日、取引条件、船積条件、保険条件、決済条件、必要書類とその通数など)も定められています。

② 輸入者は自身の取引銀行に信用状の発行を依頼します。信用状は、輸入者が債務不履行の場合には信用状の発行銀行(Issuing Bank)が輸出代金を支払う義務を負う(輸入者に対する与信行為)ことから、発行銀行は輸入者の財務状況・信用力などを審査したうえで、信用状を発行します。

②´ 信用状を郵送する場合で、その概要を前もって輸出者に通知したい場合には、その概要をSWIFT電文により通知します。これを信用状の予備通知、予告、プレアドバイス(Preliminary Advice)、プレアド(Pre-Advice)などといいます。これは信用状の原本ではないため、原本(Mail ConfirmationまたはSWIFT電文)の到着を待って信用状に基づく取引が開始されます。

③ 発行銀行と輸出者の取引銀行の間にコルレス契約^{*1}がある場合、信用状を直接、輸出者の取引銀行に通知(送付)します。発行銀行が輸出者の取引銀行に信用状の確認(オープン・コンファーム)を求める場合、ここで確認の依頼(信用状にその旨の記述があります)も行われます。これに応じることで輸出者の取引銀行が確認銀行とされます。

③´ コルレス契約がない場合、輸出者の取引銀行と発行銀行の双方とコルレス契約がある銀行を経由して信用状を通知します(発行銀行が信用状の確認を依頼する場合、通知銀行に依頼することが一般的です)。この銀行を通知銀行

(Advising Bank)といいます(輸出者の取引銀行≠通知銀行)。信用状発行後に信用状を使って取引する金額や信用状の有効期限の変更(信用状の条件変更、Amend、Amendment)も同じ経路で通知されます。これは通知銀行を経由せず、直接、発行銀行から輸出者の取引銀行(=通知銀行)に通知される場合でも同じです。

④ 信用状の通知を受けた輸出者の取引銀行は輸出者に信用状を交付^{*2}します。

④´ 輸出者が発行銀行の信用力などに不安を感じ、輸出者の取引銀行に信用状の確認(サイレント・コンファーム)を依頼する場合、ここで行われます。

以降はL/C付輸出形買取固有の業務フローです。

⑤ 信用状を受領した輸出者は、輸出する商品を梱包・船積し、船会社から船荷証券の交付を受けます。

⑥ 輸出者は信用状に定められている必要書類(船荷証券、保険証券、商業送り状など)を必要通数揃え、振出人を輸出者、名宛人を信用状発行銀行とした為替手形(Bill of Exchange)を振り出し、それらを信用状とともに買取銀行に呈示して買取を依頼します。信用状は輸出者か買取銀行のいずれかが保管しています。

⑦ 買取銀行は信用状の条件と輸出者から呈示された船積書類、為替手形との間に不一致(瑕疵、ディスクレ:Discrepancy)がないか、ドキュメントチェック(Document Check)を行います。不一致がある場合、輸入者に支払を拒絶されるリスクがあるため、書類の差替などの対応^{*3}を行います。

⑧ 不一致がなければ買取を行い、手形金額を輸出者の預

図表3 ディスクレの対応

概要	詳細
書類の差替	書類を差し替えます。書類によっては、差替に時間がかかることもあります。
取立取引への変更	買取取引から取立取引へ変更します。取立取引の場合、輸出代金の回収までに時間がかかるため、輸出者にとっては不利な対応です。
条件変更	信用状の条件を変更します(信用状条件変更:Amendment)。ただし、輸出者にとって不利な条件変更 ^{*4} の場合、輸出者、買取銀行、輸入者、信用状発行銀行などの関係者の同意が必要であり、時間もかかります。
ケーブル・ネゴ	信用状発行銀行経由、ディスクレ付の買取を行う旨、輸入者の了解をとっておきます(ケーブル・ネゴ:Cable Negotiation)。
保証状の差入	軽微な瑕疵の場合、輸入地に照会せず、万が一、輸入者が支払を拒絶した場合には、輸出者が買戻に依る旨のL/G(保証状、補償状:Letter of Guarantee)の差入 ^{*5} を受けたいと、荷為替手形を買い取ります(L/Gネゴ:L/G Negotiation)。

*1) コルレス契約(Correspondent Arrangement/Correspondent Agreement)は銀行同士が個別に結ぶ為替業務(信用状、送金為替、代金取立など)に関する契約です(詳細は、コルレスを参照してください)。信用状を輸出者に直接送付することもあります。銀行間の通知のほうが迅速・確実です(銀行間の通知は、SWIFT電文により行われるのが一般的であるためです)。
 *2) 郵送されてきた信用状原本(信用状発行銀行の制定用紙に印字されています)、または印字したSWIFT電文(印字したものにカバーレターを付けたもの)を交付します。いずれの場合も通知銀行により、その真正性が確認されています。また信用状の原本は輸出者に交付せず、輸出者の取引銀行が保管することもあります。
 *3) ディスクレについては、以下のいずれかの対応を行います(図表3参照)。
 *4) 信用状金額の減額、有効期限の短縮、信用状の取消など。
 *5) 外国向為替手形取引約定書では不渡時の買戻が規定されているので、L/Gは本来必要ありませんが、慣習的に輸出者への確認の意味で差入を行います。

金口座に入金します*6。なお、手形金額が外貨で輸出者が円貨での受領を希望する場合、買取日の公示相場*7で円貨に換算します。輸入者により支払が拒絶された場合には、輸出者は手形を買い戻す(口座に入金された資金を支払う)義務を負います。なお、支払を拒絶された場合でも、輸出者が買戻の義務を負わない買取もあります。これをフォーフェイティング(Forfaiting)といい、信用状付の期限付手形(後述)が取引の対象とされます。

⑨ 買い取った荷為替手形は本部へ送付されます。本部は信用状条件にしたがって、補償方法(求償方法、決済方法)などを決定し、荷為替手形を再度チェックし、発行銀行に送付します。送付中の紛失などのリスク対策として、同じ内容の荷為替手形を2通に分けて別便で送付するのが一般的です。発行銀行に買取通知を送付する場合があります。

買取銀行と発行銀行の間の資金決済には、大別すると以下の3つの方法があります。以下ではそれぞれの資金決済方法について記述しています(即時Debit方式:⑨-1~⑨-2、リンバース方式:⑩~⑫、送金方式:⑮-1~⑮-3)。

以下の⑨-1~⑨-2は、即時Debit方式(輸入信用状を参照)の場合の業務フローです。

⑨-1 買取銀行は自行にある発行銀行の決済口座から手形金額を出金することで資金決済を行います。

⑨-2 買取銀行は資金決済後、発行銀行に決済の通知を送付します。

以下の⑩~⑫は、リンバース方式(輸入信用状、リンバースを参照)の場合の業務フローです。

⑩ 一覧払手形の時、買取銀行は信用状に記載されている補償銀行に対して、手形金額の補償(求償、支払)を請求します。期限付手形の時、買取銀行は信用状発行銀行からの引受通知を受領後に補償を請求します。

⑪ 一覧払手形の時、買取銀行から補償請求を受けた補償銀行は、発行銀行の決済口座から出金し、買取銀行の決済口座に入金することで両者の資金決済を行い、その旨、買取銀行に通知します。期限付手形の時、補償銀行は、手形期日に発行銀行の決済口座から出金し、買取銀行の決済口座に入金することで両者の資金決済を行い、その旨、買取銀行に通知します。

⑫ 補償銀行は発行銀行に対して、買取銀行からの補償請求に基づき手形金額を発行銀行の決済口座から出金し、決済したことを発行銀行に通知します。

⑬ 買取銀行から送付された荷為替手形を受領した発行銀行は、信用状条件と一致しているかチェックします。

⑭ 発行銀行は、輸入者に荷為替手形の到着を通知し、一覧払手形の時、輸入代金の支払、期限付手形の時、手形引受を求めます。

⑮ 一覧払手形の時、輸入者は自己資金(預金口座など)や銀行からの借入資金などにより輸入代金を支払います。期限付手形の時、輸入者は手形の引受を行い、手形期日に輸入代金を支払います。

以下の⑮-1~⑮-3は、送金方式(輸入信用状を参照)の場合の業務フローです。

⑮-1 輸入者から輸入代金の支払を受けた発行銀行は、決済銀行に対して、発行銀行の決済口座から出金し、買取銀行の決済口座に入金するよう依頼します。

⑮-2 依頼を受けた決済銀行は、発行銀行と買取銀行との間で資金決済を行います。

⑮-3 決済銀行は、決済により買取銀行の決済口座に入金されたことを買取銀行に通知します。

⑯ 一覧払手形の時、輸入代金の支払、期限付手形の時、手形引受と引換に、発行銀行は船積書類を輸入者に引き渡します。

⑰ 船積書類の引渡を受けた輸入者は、船会社に船荷証券を呈示して輸入貨物を引き取り、販売します。

(3) 手形の再割

図表2では、買取銀行は輸出者から手形を買い取って、代わり金を支払っていますが、この場合には輸入者が代金支払を行うまでは通常、資金を受領できません。しかし、買取銀行の資金調達などの関係で他行(おもに在日外国銀行)に買取を依頼(再割引、再割といいます)し、輸出者に支払った資金を早期に回収することもあります(図表4参照)。

ここでは、図表2との相違点のみ説明します。

①~⑧ 図表2の①~⑧に同じであるため、記述を省略します。

⑨ 買取銀行は在日他行(おもに在日外銀)に荷為替手形などを送付し、買取(再割引)を依頼します。買取銀行には再割銀行から再割手数料などが請求されるため、輸出者から徴収します。

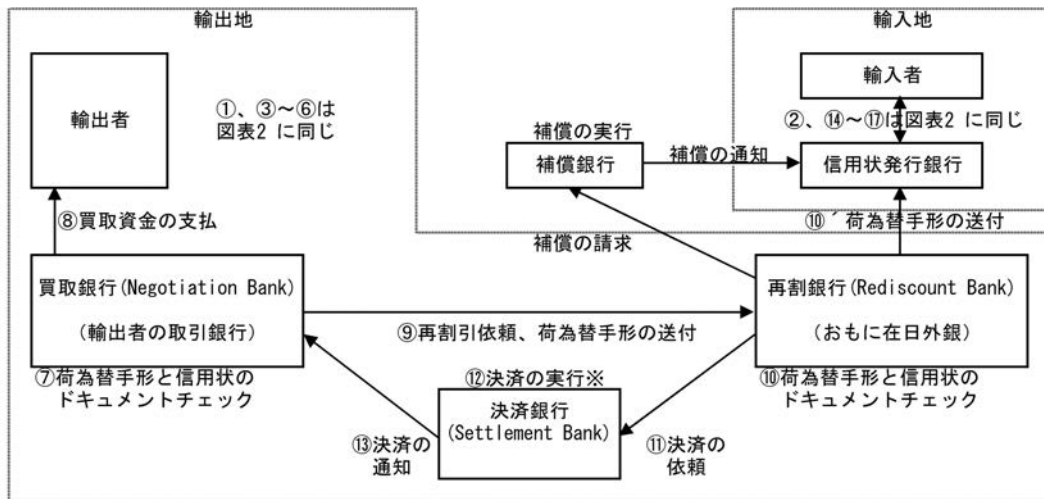
⑩ 再割銀行は受領した荷為替手形と信用状条件とが一致しているかチェックし、問題がないことを確認して、再割引します。

⑩' 再割銀行は荷為替手形を発行銀行に送付します。なお、再割銀行と発行銀行との資金決済は、図表2の買取銀行が再割銀行に置き換わる形で行われます。

*6) 買取銀行が輸入者から代金を受領できるのは、図表2では⑩(リンバース方式)、または⑮-2(送金方式)です。この間、買取銀行が輸出代金を立替払する手形行為であり、立替利息や手形期日までの利息を輸出者から徴収します。金利(利息)を相場に織り込んだものを金利織込相場、金利込相場などといい、At Sight Buying、Usance Buyingが該当します。なお、即時Debit方式では資金の立替は発生せず、利息も発生しません。

*7) 一覧払手形(後述)はL/C付一覧払手形買相場:At Sight Buying、期限付手形(後述)はL/C付期限付手形買相場:Usance Buyingを適用します。

図表4 L/C付輸出手形買取・再割の業務フロー(一部)



※ここでは、決済銀行に買取銀行と再割引銀行の双方の決済口座があり、再割引銀行の決済口座から出金し、買取銀行の決済口座に入金することで、銀行間の決済を行います。在日外銀から円貨で資金を受領する場合には、外為円決済（決済銀行は日本銀行）を通して、決済します。

- ⑪ 再割銀行は決済銀行に買取銀行との決済を依頼します。
- ⑫ 依頼を受けた決済銀行は、買取銀行と再割銀行との間で資金決済を行います。
- ⑬ 決済銀行は、決済により買取銀行の決済口座に入金されたことを買取銀行に通知します。
- ⑭～⑰ 図表2の⑭～⑰に同じです。

(4) 統一規則

輸出信用状を参照してください。

(5) 為替手形

L/C付輸出手形買取では、輸出者が振り出した為替手形を銀行が買い取りますが、この為替手形には2つの種類があります。いずれの場合も輸出者にとっては手形買取により、輸

出代金をすぐに回収することができます。

① 一覧払手形

一覧払 (At sight) 手形は、手形が輸入者に呈示された場合、速やかに支払わなければなりません。一覧払手形以外の手形は、期限付手形と総称されます。一覧払 (At Sight) は後述する手形期間 (Tenor) の1つで、手形の呈示 (一覧) 後、遅滞なく**輸入者が支払うべき手形期間を指します。

手形金額が外貨で輸出者が円貨での受領を希望する場合、公示相場は、L/C付一覧払手形買相場 (At Sight Buying) が適用されます。

② 期限付手形

期限付 (Usance) 手形は、手形が輸入者に呈示された後、手形の支払期日 (満期) までの期間、支払が猶予されます。この手形の支払猶予期間を手形期間 (Tenor) **9) といいます。

図表5 おもな手形期間

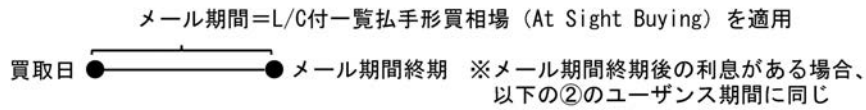
手形期間	説明
一覧後定期払 (XX days sight)	手形の呈示と手形の引受後、XX日後を支払期日とする手形期間。輸入者の手形引受後に支払期日が確定します。たとえば、120days sightで、輸入者の手形引受が2017/11/10の場合、その翌日から起算して、2018/03/10が手形の支払期日です。
日付後定期払 (XX days after YYMMDD)	特定の日付YYMMDDからXX日後を支払期日とする手形期間。特定の日付から起算する場合と、特定の日付の翌日から起算する場合があります。
確定日払 (YYMMDD)	特定の日付YYMMDDを支払期日とする手形期間です。
その他 (Other Tenor)	支払期日を決める際に基準とする日付が一覧払 (At Sight) でも、特定の日付 (YYMMDD) でもなく、特定の条件・日付で支払期日を求める手形期間。たとえば、商品到着後XX日後 (XX days after arrival of goods)、船積後XX日後 (XX days after B/L date) などの手形期間があります。

*8) 信用状統一規則 (UCP: The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits) では、書類到着の翌日から起算して5営業日以内を猶予の限度としています。

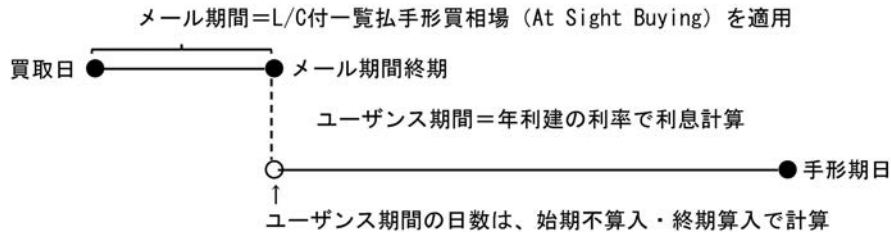
*9) おもな手形期間には以下の種類があります (図表5参照)。

図表6 適用相場と利息

①一覽払手形の場合



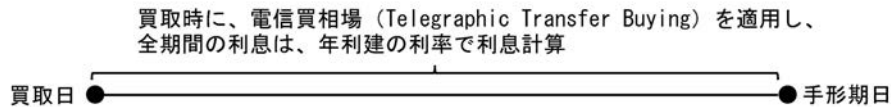
②期限付手形で、メール期間は金利を相場に織り込み、ユーザンス期間は年利建利息とする場合



③期限付手形で、全期間の金利を相場に織り込む場合



④期限付手形で、全期間の金利を相場に織り込まず、年利建利息とする場合



※いずれの場合も●—●の期間の日数は両端で計算し、メール期間の日数は、USDの場合、12日、買取日=10/1で、USDの場合、メール期間終期は、10/12

図表7 利息の負担

図表6の項番	メール期間の利息	ユーザンス期間の利息
①	輸出者	通常はありませんが、決済遅延の場合は、輸出者または輸入者(おもに輸入者)
②		全期間、輸出者
	輸出者	輸入者
③		全期間、輸出者
④		全期間、輸出者
		全期間、輸入者

手形金額が外貨で輸出者が円貨での受領を希望する場合、公示相場は、L/C付期限付手形買相場(Usance Buying)が適用されます。この相場には手形期日までの日数により、30日、60日、90日、120日、150日、180日の6種類があります。

(6) 適用相場と利息

外貨を円貨に換算する相場は一覽払手形の場合、L/C付一覽払手形買相場 (At Sight Buying) を適用し、期限付手形の場合、L/C付期限付手形買相場 (Usance Buying) を適用します。これらの相場はいずれも金利(利息)を相場に織り込んだものです。相場に電信買相場 (Telegraphic Transfer Buying) を適用し、通常の貸付などと同様に利息はすべ

て年利建利率で計算する場合など、いくつかのバリエーションがあります(図表6参照)。

(7) 利息の負担

メール期間、ユーザンス期間の利息は、輸出者がすべて負担するケースのほか、輸入者がすべて負担するケース、輸出者と輸入者が利息を分けて負担するケースもあります(図表7参照)。

(8) L/Cの有無とメリット・デメリット

L/Cなし輸出手形買取を参照してください。

(9) 輸出手形保険

L/Cなし輸出手形買取を参照してください。

(10) その他

①一部買取と一部取立

輸出者の輸出手形買取の与信枠に余裕がない場合、一部を買取とし、一部を取立とすることがあります。この場合には手形金額>買取金額であり、買取時には買取金額が輸出者の口座に入金され、取立分は輸入者の支払後に輸出者の口座に入金されます。

②委任状付買取

自行の顧客でない第三者が自行の顧客に委任して、手形の買取と買取代わり金の受領を行うものです。具体的には、以下のような場合があります。

(i) 輸出者である顧客が自身の名義を出したくないため、船積書類などは第三者名義で作成し、第三者からの委

任を顧客自身が受ける形で買取を依頼する場合

(ii) 輸出者の信用力に問題があるため、買取を信用力のある第三者に委任する場合

(iii) 商権確保のために商社などが買取を第三者に委任する場合

③マルチカレンシー条項

マルチカレンシー条項のある信用状の場合、信用状の通貨と異なる通貨で為替手形が振り出される場合があります。

2. システム面

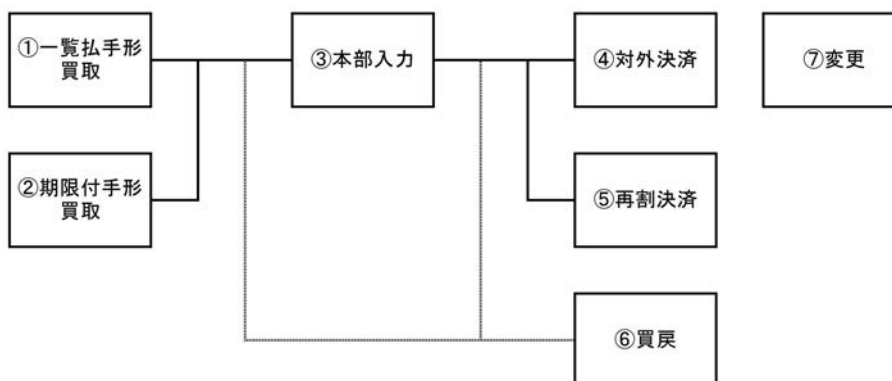
(1) 取引遷移

一般的な取引遷移は以下のとおりです(図表8参照)。

(2) 取引種類

L/C付輸出手形買取には、以下のような取引があります(図表9参照)。

図表8 L/C付輸出手形買取の取引遷移

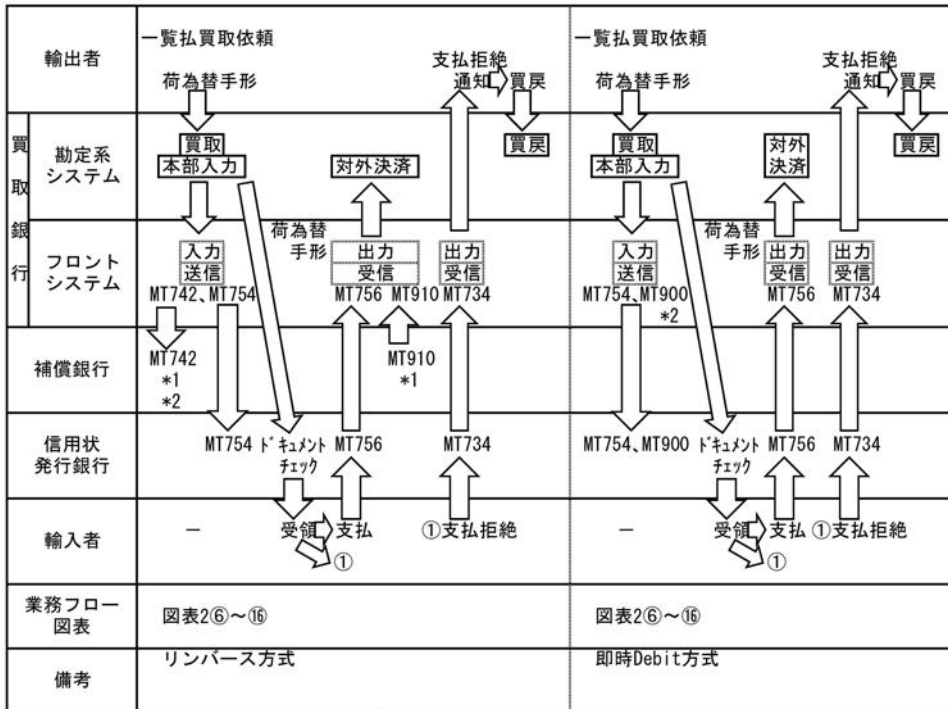


図表9 L/C付輸出手形買取の取引

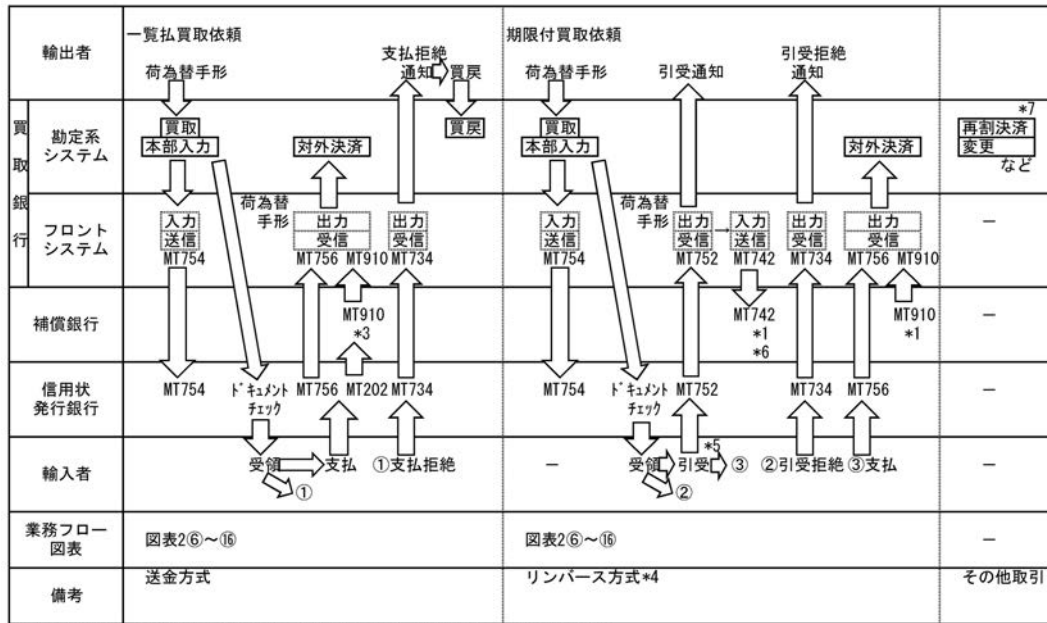
取引名	概要	おもな経路など
一覽払手形買取	<ul style="list-style-type: none"> 一覽払手形買取を管理する取引番号(後述するOur Reference Number、Our Ref. No.、以下同じ)を採番します。 輸出者である顧客の管理番号、商品コード、仕向地、各種手数料などを入力します。 外貨の手形を買い取って、円貨を支払う場合の対顧適用相場は公示相場であるL/C付一覽払手形買相場(At Sight Buying)が適用されます。 代わり金は輸出者の指定する預金口座などに入金します。 手形(買取)金額をL/C付輸出手形の与信残高に加算します。ここでは円貨ベースで与信管理するものとします(以下同じ)。 残高を管理している信用状の取引番号(ただし、1本のみ)を入力することで信用状の残高を引落します。 	営業店端末
期限付手形買取	<ul style="list-style-type: none"> 一覽払手形買取とは手形期間や適用される相場が異なるため、ここでは取引画面を分けています。 期限付手形買取を管理する取引番号(Our Reference Number、Our Ref. No.)を採番します。 外貨の手形を買い取って、円貨を支払う場合の対顧適用相場は公示相場であるL/C付期限付手形買相場(Usance Buying)または電信買相場(TTB: Telegraphic Transfer Buying)が適用されます。 上記以外は、基本的に一覽払手形買取に同じです。 	同上

本部入力	<ul style="list-style-type: none"> 買取2次入力、本部追加入力などとも呼ばれます。 取引を特定する取引番号(Our Ref. No.)を入力します。 対外決済方法(銀行間の決済口座による決済、外為円決済による決済など)、決済口座の決定などを行い、入力します。再割引するか否かは買取時に決定されます。 	本部端末
対外決済	<ul style="list-style-type: none"> 取引を特定する取引番号(Our Ref. No.)を入力します。 再割引による決済以外の場合、決定済の対外決済方法によって、他行と対外決済(資金受領)を行います。 手形(買取)金額をL/C付輸出手形の与信残高から減算します。 	本部端末
再割引決済	<ul style="list-style-type: none"> 取引を特定する取引番号(Our Ref. No.)を入力します。 再割引による決済のとき、他行と対外決済(資金受領)を行います。 手形(買取)金額をL/C付輸出手形の与信残高から減算します。 	本部端末
買戻	<ul style="list-style-type: none"> 取引を特定する取引番号(Our Ref. No.)を入力します。 輸入者が代金の支払を拒絶したなどの理由により、輸出者が手形の買戻を行う場合に使用します。手形買取とは逆に輸出者が資金を支払います。 手形(買取)金額をL/C付輸出手形の与信残高から減算します。 外貨の手形の買戻を円貨により行う場合の対顧適用相場は公示相場である電信売相場(TTS: Telegraphic Transfer Selling)が適用されます。戻し利息がある場合には、電信買相場(TTB: Telegraphic Transfer Buying)が適用されます。 	営業店端末
変更	<ul style="list-style-type: none"> 取引を特定する取引番号(Our Ref. No.)を入力し、輸出者である顧客の管理番号、商品コード、L/G付買取の有無などを変更します。 	営業店端末、本部端末

図表10-1 業務フローとシステムの関係



図表10-2 業務フローとシステムの関係

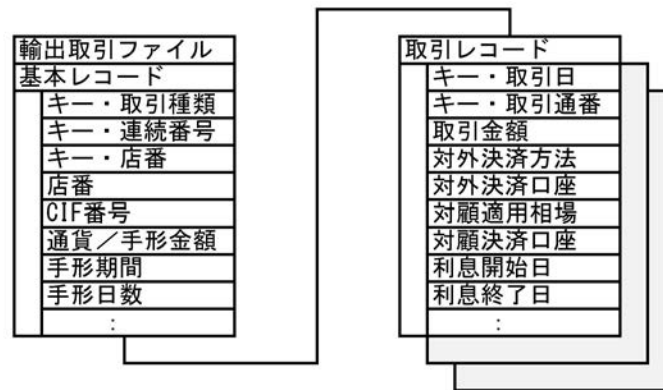


・SWIFTメッセージの内容は以下のとおりです。紙ベースの場合も上図に準じます。
 MT734: Advice of Refusal
 MT756: Advice of Payment/Acceptance/Negotiation
 MT742: Reimbursement Claim
 MT900: Confirmation of Debit
 MT752: Authorisation to Pay, Accept or Negotiation
 MT910: Confirmation of Credit
 MT754: Advice of Reimbursement or Payment

*1: 補償銀行は、MT742を受領し、銀行間の資金振替後、MT756またはMT910を買取銀行に送付します。
 *2: 発行銀行のドキュメントチェックの結果によっては、最終的に支払が拒絶される場合もあります。発行銀行からのMT756をもって、支払が確定します。
 *3: 送金方式のとき、補償銀行ではなく、発行銀行と買取銀行の決済口座を持つ決済銀行です。
 *4: 即時Debit方式、送金方式は、引受部分を除き、一覽払手形買取に準じるため、省略します。
 *5: 引受後に支払拒絶が行われることは通常ありません。
 *6: 期限付手形でリンバース方式のとき、引受後にMT742が処理され、手形期日に支払が行われます。
 *7: 再割決済は、リンバース方式以外の対外決済に準じるため、省略します。

図表11 輸出取引ファイルの構成

手形買取時に基本レコードを作成 取引ごとに取引レコードを作成



※各レコードのレイアウトは、輸出手形買取・取立共通とします。

また、業務フローとシステムフローを合わせて記述すると、以下のとおりです(図表10-1、10-2参照)。

(3) 取引ファイル

L/C付輸出手形買取の取引情報を管理する輸出取引ファイルの論理的な構成について記述します(図表11参照)。

① 基本レコード

L/C付輸出手形買取時にレコードが追加され、取引のたびに更新されます。キーは取引種類、連続番号、店番*10です。輸出手形の基本的な項目を保持します。具体的には店番、CIF番号、通貨/手形金額、手形期間(Tenor)、手形日数、手形期日、信用状取引番号、最終更新日などがあります。

*10) Our Reference Number, Our Ref. No.といわれます。詳細については輸出信用状を参照してください。

②取引レコード

取引ごとに1件追加されます。キーは、取引日、取引通番です。入力された項目や一部項目の取引前後の情報を保持します。具体的には取引金額、対外決済方法、対外決済口座、対顧適用相場、対顧決済口座(預金口座)、利息開始日、利息終了日などがあります。一部項目は取引後の最新情報を基本レコードでも管理します。

最後に各レコードの追加更新要領について、以下に記述します(図表12参照)。

図表12 各レコードの追加更新要領

取引	基本レコード	取引レコード
一覧払手形買取	1件追加	1件追加
期限付手形買取	1件追加	1件追加
本部入力	1件更新	1件追加
対外決済	1件更新	1件追加
再割決済	1件更新	1件追加
買戻	1件更新	1件追加
変更	1件更新*11	1件更新*11

3. 『SEのための金融実務キーワード事典』について

前項で述べた外国為替業務「LC付輸出手形買取」は本事典に収録を予定している。

本事典は若手中堅社員を主たる読者として想定した事典形式であり、構成は大きく2つに分かれる。1つは、金融にかかわる最新キーワードについての解説であり、もう1つは、銀行の業務、商品、サービスなどの基本的なキーワードについてのそれである。前者はテーマが多岐にわたるため、NTTデータ経営研究所、大和総研、トーマツ、野村総合研究所などの錚々たる企業、監査法人などに所属する各分野のプロフェッショナルに執筆をお願いし、後者は僭越ながら、筆者が執筆を担当した。

本事典の具体的な内容を概観すると、最新キーワードのうち、制度分野では、自己資本比率規制(パーゼルⅢ)、金融所得課税の一体化、保険業法、個人情報保護法、マイナンバー法、犯罪収益移転防止法、NISA、確定拠出年金、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、ESG、フィデューシャリー・デューティー(受託者責任)などが説明され、技術分野では、FinTech、PFM(資産管理)、ブロックチェーン(仮想通貨)、ロボアドバイザー、クラウドファンディング、自動与信審査、モバイル決済、ネットバンキング、デビットカードの普及、ペイジー(Pay Easy)、サイバーセキュリティなどが解説されている。

銀行の基本的なキーワードは、前著でも記述している預金、貸付、為替(内国為替と外国為替)の三大業務に、金利スワップ、通貨スワップなどのデリバティブ業務のほか、顧客

管理、利息手数料管理、移管、GCMS、マイナス金利などといった業務共通・横断的なものを加えている。個々のキーワードについては、業務面の基本的な解説だけではなく、過去の経験に基づいて一般的と思われるシステムの取引遷移、取引内容、論理的なファイル構成についても記述している。筆者が長年携わってきた外国為替業務については、前著ではカットしたテーマをすべて掲載し、外国証券業務(自己売買部分)も追加して、一部の取引について、勘定系システムとSWIFTとの連携についても説明を加えた。なお、決算を含む会計部分については、前著での説明で十分と考え、今回は記載していない。デリバティブ、外国証券の会計部分についても今回は他とのバランスを考慮し、割愛している。

なお、本稿で紹介した外国為替業務「LC付輸出手形買取」の項を含め、本事典のキーワードなど、すべて本稿執筆(2016年12月上旬)時点のものであり、今後ある程度の変更、修正などがあることを断わっておく。

4. 謝辞

最新キーワード候補については、筆者が大変お世話になった複数のお客様にヒアリングをお願いし、多くの示唆を頂戴した。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。また、ヒアリングは社内でも行っており、金融SB(当時)の江成洋一部長の協力の下、一部の部員からも重要な示唆を受けた。多数に及ぶため、全員をあげないが、特に森良仁、神田康寛、長谷部卓の各氏には、重要かつ貴重な助言や示唆をいただいた。さらに現在所属しているIP推進チームの齋藤学リーダー、大川正弘、福島進の各氏にもさまざまな支援と叱咤激励を受け、何とか脱稿する目途がきつつある。ともに心より感謝申し上げたい。

5. おわりに

前著や本稿で紹介した事典は、IPとしては、ごく一部であって、まだ言及していないキーワードについて、今後解説を作成していくつもりである。記述済みのものについても、今後社内外の反応を見ながら、必要に応じて改善を図りたい。さらにベテラン各氏に蓄積された暗黙知を掘り起こし、IPに昇華させることも重要なミッションであると考えている。もちろん、IPの作成だけではなく、現場のPM、PL、メンバー、パートナー社員と実務で協働し現場勘を養うことも、もとより重要なことであるので、状況に応じて現場での実作業に携わり、新たなIPの蓄積に寄与することも念頭に置きたい。

本事典は、若手中堅層の業務知識の底上げを企図しており、本事典をはじめとしたIPを通して、一層のスキルアップが図られることを期待しつつ、筆を擱くこととしたい。

*11) 変更する項目により、更新するレコードは異なります。